第21回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時:平成21年2月5日(木)10時00分~12時15分

場所:弁護士会館16階来賓室

出席者:(委員)

副議長 井手雅春(株式会社朝日新聞社広島総局長)

片山善博(慶應義塾大学教授)

ダニエル・フット (東京大学法学政治学研究科教授)

議 長 中川英彦(前京都大学大学院教授)

松永真理(バンダイ社外取締役)

宮本一子(財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活ア ドバイザー・コンサルタント協会常任顧問)

(日弁連)

会 長 宮﨑 誠

副会長 木村 良二、山本 剛嗣、庭山 正一郎、村山 晃、 田川 章次、福島 康夫、小寺 正史

事務総長 丸島 俊介

事務次長 菰田 優、伊東 卓、柳 志郎、椛嶋 裕之、森 徹

広報室長 中田 貴

法曹養成対策室長 井上 裕明

以上 敬称略

1. 開会

(菰田事務次長)

それでは、第 21 回日弁連市民会議を始めさせていただきます。まず、日弁連側出席者を紹介したいと思います。一言お名前を順番に。

(福島副会長)

副会長の福島です。福岡県弁護士会所属です。

(田川副会長)

副会長の田川章次でございます。山口県弁護士会所属でございます。

(庭山副会長)

庭山でございます。第二東京弁護士会所属です。

(山本副会長意)

山本剛嗣でございます。東京弁護士会所属です。

(小寺副会長)

小寺正史です。札幌選出でございます。

(村山副会長)

村山晃です。京都弁護士会所属です。

(宮﨑会長)

会長をしております宮﨑です。大阪弁護士会所属です。よろしくお願いします。

(丸島事務総長)

総長を務めています丸島でございます。よろしくお願いします。東京弁護士会所属でございます。

(木村副会長)

副会長の木村良二です。横浜弁護士会所属です。

(菰田事務次長)

事務次長の菰田でございます。よろしくお願いします。

(柳事務次長)

事務次長の柳でございます。よろしくお願いいたします。

(中田広報室室長)

広報室室長の中田でございます。よろしくお願いします。

(井上法曹養成対策室室長)

法曹養成対策室室長の井上でございます。

(菰田事務次長)

それでは、式次第の差替のものに従って説明いたします。事前配付の資料は、事前配付が指定番号なしの「議題 を審議するにあたってのお願い」と、資料 92 から 92-5 まで、資料番号のない FAX ニュースを 2 通、資料番号のない第 20 回市民会議議事録 (案) でございます。

それから本日お配りしているものは、資料 92-1「法曹人口問題についての要望書(案)」 こちらは井手副議長が作成されたものです。それから資料 92-6 は、法曹人口問題検討会議 の執行部に対する答申として出された意見書でございます。資料 92-7 は、今現在執行部が 検討している案の段階でございまして「当面の法曹人口のあり方に関する提言(案)」、こ れはまさに案としてご覧いただくものでございます。それから資料 93「弁護士の就職等に 関する資料」は議題の に関連する資料でございます。

あと、委員の皆様には弁護士白書 2008 年版と裁判員漫画、「裁判員になりました番外編」を配付しております。弁護士白書は、委員会を開く際には据え置き用をご用意いたしますので、本日お配りしたものは持ち帰りいただき、ご活用いただければと思います。

それでは中川議長、進行のほうよろしくお願いします。

2. 開会の挨拶

(中川議長)

それでは委員の皆様お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。まだ片山先生がいらっしゃっておりませんが、清原委員、高木委員、吉永議員が残念ながらご欠席でございます。委員のほうの数が少なくてちょっと寂しい感じがいたしますけれども、21回の市民会議を開会させていただきたいと思います。

それでは、最初に宮﨑会長から一言ご挨拶いただけますか。

3. 宮崎日弁連会長挨拶

(宮崎会長)

お忙しいところありがとうございます。本日は法曹人口問題及び法的サービスのあり方、あるいは就職問題等、弁護士あるいは司法界が抱えておりますある意味最大のテーマについて、いろいろ意見交換をさせていただけると思います。日弁連も近々人口論について意見書を提言したいと考えておりますし、また昨年来、養成課程についての意見書を二、三出させていただいておりますので、それと併せて意見交換をさせていただければありがたいなと思っています。

また、ご承知のとおり今年は5月から裁判員裁判が施行されます。5月21日からといいましても、実際逮捕される人から見ますと、4月下旬の連休中の逮捕の事件ぐらいから裁判員裁判の対象事件が出てくるということで、本当に間近に迫っているという状況だと思っております。そういう中でテレビのコメント等を聞いておりましても、死刑の量刑判断は日本だけだとか、あるいは戦前の陪審は人気がなくなって被告人にとっても人気がなかったなどというような、我々から見るといかがかと思えるようなコメントが堂々とまかり通っております。我々ももっとマスコミの方々をはじめ意見交換を幅広くしなければならないと思っております。また、弁護士会の中からは延期決議が出ていて、弁護士会の体制は大丈夫かなというようなご心配もおかけをしているのではないかと思います。反対決議がありましても、そこの弁護士会では準備は粛々とやるということでありますし、我々もまた一生懸命推進するけれども、問題点は問題点として改善につなげたいという思いでいるわけでございます。

これから刑事裁判が特に激動いたしますけれども、その中でも日弁連は一生懸命いろいるな対策に取り組みたいと考えております。どうぞ忌憚のないご意見をいただければと、このように考えておるところであります。今日は、またよろしくお願いします。

4. 議事録署名人の決定

(中川議長)

ありがとうございました。それでは議事録署名人の決定なんですが、ちょっと順番から 行きますと片山先生と松永委員ですが、お引き受けいただけるという前提で片山委員と松 永委員にお願するということで、よろしいでしょうか。

(承 認)

5.議事

「法曹人口問題」についての市民会議提言書(案)について

(中川議長)

それでは議題に入りたいと思います。お手元に配付されている議題のとおりに進めてい きますが、よろしいでしょうか。

それでは第1議題として「法曹人口問題」でございます。過去2回にわたりこれは議論をいたしまして、いろんなご意見をいただきました。そこで、一度ここで意見をまとめておこうということで、本日資料92-1というのをお手元にお配りいたしました。これは実は私が過去2回の議論を少しまとめたものに、井手副議長に手を加えていただいたものです。形式も含めまして、こちらの方がまとまっているということで、本日はこれをたたき台にいたしまして、できれば確定したいと思っております。

と言いますのも、日弁連の理事会が2月19日に予定されておりまして、できればその前までに出していただければありがたいというお話がございました。そういたしますと本日確定した方がいいのではないかという事情から、そのようなつもりで皆様のご意見を伺えればありがたいと思っております。

突然今日提出いたしましたので、皆さん読む時間がなかったということもあると思いますので、10分ぐらいかかるかと思いますが、井手さんに読んでいただきまして、それからポイントを絞って議論したほうがいいのではないかと思っています。井手さん、お願いできますでしょうか。

(井手副議長)

わかりました。井手でございます。とはいえ、これはもともと事前配付資料として中川 先生に起案いただいたものを下敷きしておりまして、特に理由の部分はそれほど大きく変 わっているものではございません。それを少し私のほうで整理させていただいたぐらいで ありますけれども、読ませていただきます。

(以下資料92-1の読み上げ)

「要望の趣旨

市民が使いやすい司法を実現するための基盤となる法律家の養成制度と法律家の人口、いわゆる法曹人口問題について、日本弁護士連合会に対して、以下の事項を要望します。

- 1 法科大学院を中心とした現行の法曹養成システムを改善するため、日本弁護士連合会、 裁判所、法務省の法曹三者と、文部科学省、経済団体、学識経験者、市民の代表者を加え た強力な協議機関を設立し、問題点の洗い出しと実効性のある改善策の検討に早急に着手 するべきである。
- 2 前項で述べた協議機関において新しい時代に必要とされる法曹像について改めて議論 し、司法試験については法律知識に偏することなく、あるべき法律家像に必要な資質と能力を問う形式と内容に改めるべきである。
- 3 多様な経歴と能力をもつ人材が法律家になる道を保障するため、大学で法学を専攻していない、いわゆる法学未修者が、法科大学院における3年間の在籍期間中に法曹として必要な法律知識と法的能力を身に付けることができるよう、実務家が中心になって効果的な教育支援活動を行うべきである。

要望の理由

1 新しい法曹養成制度の現状と問題点

市民にとって、身近で利用しやすく、頼りがいのある司法を実現するため、司法制度改革が推進されてきた。その前提条件が、司法の担い手である法曹人口の増員と法曹養成制度改革による質量ともに豊かな法曹の確保であることは言うまでもない。法曹人口については、2010年頃には新司法試験合格者を年間3000人程度まで拡大させることを目指すこととされ、その具体的方法として、法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールである法科大学院が設置され、法科大学院における法教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度がスタートしたことは周知のとおりである。そして、このような改革によって、広い視野と豊かな人間性を備えた法曹が、全国津々浦々において、裁判関連実務だけでなく、行政や企業をはじめ、社会のあらゆる領域で活躍し、「国民の社会生活上の医師」として国民生活を支えることが期待された。

しかしながら、このような期待にもかかわらず、司法制度改革実施後4年間が経過した 現在、当初の目論見を覆しかねない大きな問題が生じているように見受けられる。その第 一は、新司法試験合格者数の伸び悩みであり、第二は、法科大学院における法曹養成教育 の効果と成果についての疑問である。

第一の問題については、行政当局は、当初の予定通り、2010 年頃までに新司法試験合格者を3000 人程度とする方針に変わりは無いとしているにもかかわらず、現実には、質の低下を防止するとの理由から合格者数は2000 人前後に絞られ、かつ、研修を担当する司法研修所の2 回試験においても相当数の研修生が不合格となって、法曹資格を得られない現状がある。一方、日本弁護士連合会も、平成18年7月18日付「法曹人口問題に関する緊急提言」などで、新しい法曹の質の低下、および、新たに法曹資格を得た者の就職受入が困難となっていることなどを理由に、合格者数の拡大を減速させることを提言している。

このような現状を国民の側から見ると、司法制度改革の熱意とスピードが明らかに衰耗しつつあること、その背景には法曹関係者のそれぞれの利害の主張と対立があることが感

じられ、それが将来、司法制度改革そのものと法曹関係者に対する不信の念を生み出し、 司法制度改革を未完のまま終わらせることとならないかが危惧される。

第二の問題については、予想を超えた数の法科大学院の設置を認めた結果、学校間に格差が生じ、当初の目論見であった「理論と実務の融合」、「即戦力となる人材の養成」、「多様で人間性豊かな人材の輩出」、「プロセスとしての教育」などの達成が相当な困難に直面していることなどが指摘されている。文部科学省は、現在の制度に基本的に問題がないとして、第三者評価制度の強化や、大学の統廃合による定員削減などによって問題の解決を図ろうとしている。また、日本弁護士連合会も 2009 年 1 月 16 日付「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」において、地域的な適正配置に配慮しつつ、法科大学院の一学年総定員を当面 4000 名程度まで大幅削減することや、教育内容の見直しなどを提言している。

しかしながら、このような施策は、学生や教員の不安を助長するだけでなく、かえって 法科大学院の東京集中化を促進するだけではないかなど、極めて疑問が多いところである。 さらに、法学未修者の新司法試験合格率の著しい低下は、多様な人材の育成という、法 科大学院の目玉ともされた目標に赤信号を点す危機的な事態であり、カリキュラムの編成 や教育方法に根本的な問題のあることが伺える。定員削減や、弥縫策的な教育内容の改善 策でこのような問題が解決できるとは到底思われない。

2 問題解決のための強力な協議機関設置を

以上のような認識を踏まえれば、司法制度改革によって誕生した新しい法曹養成制度の問題点を洗い出し、実効性のある改善策を検討することが緊急の課題であることは論を待たない。

しかしながら、法曹三者や教育関係者がそれぞれの立場で提言しても十分な成果を得られないばかりか、対立による改革の立ち後れが現に法科大学院で学んでいる学生たちや、 法曹を目指そうとする有為の人材にいたずらに不安を抱かせ、混乱をもたらす恐れがある。

法曹人口問題に含まれる課題や問題点は、極めて多岐にわたり、かつ、解決の糸口が見えないものや、関係者間で意見が相違するものが多い。たとえば、法曹人口そのものに関しても、大幅な拡大を主張するものと、職域が限られていることや実務を通じて職務能力を身に付けるオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)が主体となる特殊性を考慮して現実的な増加を図ることを主張するものとがある。また、法科大学院の教育に関しても、法律家にとって最低限の知識と実務経験があればよいとするものと、いわゆるフル規格を備えた法曹でなければならないとする考え方が対立している。

利用者である市民の側から見ると、このような基本的な問題が、制度改革の実施後に浮上するのは、法曹関係者間に利害の対立があるか、あるいは、協議の不足によるものと映る。法曹人口の問題は、どの問題をとっても、法曹三者と行政、および、職域に関連する地方自治体や企業などとの緊密な連携と協力が必要なものばかりである。

しかしながら、残念なことに、これらの問題解決のため、関係者が一致して協力し合っ

ている姿は見えてこない。我々は、全ての関係者が、一丸となって現状を直視し、問題点を洗い出し、緊密な連携と協力のもとに、統一性のある具体的で一元的な施策を示し、国民に対しては将来の展望を、法科大学院で学ぶ学生に対しては希望を与えることが、今何より必要であると考える。我々は、法曹関係者が、みずからの利害を離れ、司法制度改革の原点に立ち返って十分な議論ができる強力な協議機関の設立を強く求めたい。

3 あるべき法曹像の再定義の必要性

このような法曹養成制度の問題点が生じた原因として、あるべき法曹像とその教育制度、資格を付与する司法試験が整合していないことが指摘できる。

市民の目に映る従来の法曹像は、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ異なる文化を形成し、市民には理解しにくい用語と知識、理論を駆使して、固定的な裁判実務に特化して活動しているというイメージであった。しかし、司法制度改革は、法曹を、国民の社会生活上の医師として位置付け、国民生活の多様なニーズに応えられるものでなければならないとしたのである。

このことは、いわば法曹の質的転換を迫ったものと理解することができ、新しい司法制度の下において、新しい法曹像を確立することが求められているということができる。

新しい法曹に必要なものは、従来重要視された知識や理論知ではなく、生活の現場において生じる様々な問題を解決する実践知(知恵)であり、人々の苦悩を理解できる豊かな人間性であろう。

にもかかわらず、現実の司法試験は、必要以上に詳細な法律知識を要求しているとの批判が強い短答式試験をはじめとして、従前の知識偏重型の試験から十分に脱却できているとはいえない。本来法律家に必要な調査能力、口頭で議論する能力、事実を整理する能力などは重視されない傾向にある。そのためか、こうした能力を身に付けるために学生が弁護士事務所や企業法務部、地方公共団体などで法律実務の研修を積むエクスターンシップや、弁護士とともに実際の相談者に応対するリーガルクリニック、交渉と面接の技法を学ぶローヤリングなどの授業は法科大学院によってその水準や内容にかなりの差があり、学生の履修姿勢にも相当な差が生じている。

このような法曹に対する理念と実際の教育、試験のミスマッチを解消するために、前述 した協議機関においてあるべき法曹像を再定義し、その内容に沿った法科大学院教育の改 善、司法試験の見直しをする必要がある。

4 緊急対策としての法学未修者支援を

以上のような施策は、順調に進んだとしても数年を要する可能性があり、その間現状の問題点、特に法学未修者の低合格率が継続したならば、法学部以外の学部出身者や社会人経験者で法曹を目指す人材が減り、結果として多様な人材の確保が難しくなる恐れがある。その意味で、法学未修者の支援策の確立は緊急の課題である。

無論、これは本来各法科大学院で取り組むべきことであるが、実際にはそのような余裕のない法科大学院が少なくない。十分な体制を整えることができない法科大学院は中長期

的には統廃合の必要性が出てくる可能性があるが、そのために、現に学んでいる学生を犠牲にすることはできない。

そこで、日本弁護士連合会が中心になって、教育関係者と協力して法学未修者が少なくとも3年間あれば必要な法律能力を身に付けることができるカリキュラムや、効率的に基礎的な法的素養を身に付けさせるための方法を研究し、裁判所、法務省にも人的協力を求めて未修者教育の支援システムを立ち上げるべきである。

5 おわりに

新しい法曹養成制度が創設されて5年を迎えようとしているいま、司法試験合格者の知識不足や考え方の偏りなど、いわゆる「質の低下」を理由に、養成数を絞り込もうとする動きが顕著である。しかしながら、「質」の問題があるとすれば、それは養成制度のあり方にも大きな問題があるはずで、短絡的に法科大学院の定員削減に走ったり、司法試験合格者の絞り込みに走ったりするべきではない。そのような対応は改革を後退させ、多様で豊かな資質を備えた法曹の養成を阻むことになりかねない。まず取り組むべきは現状の問題点を総合的に点検し、司法制度改革の理念に沿った効果的な養成制度の見直しを実施し、緊急性のある課題にスピード感をもって取り組むことである。そのことが司法への信頼を増し、頼りがいのある法律家を数多く育て、真に市民にとって使いやすい司法の実現につながるものと信ずる。以上」

(中川議長)

ありがとうございました。いかがでしょうか、委員の皆様、あるいは弁護士、日弁連サイドの皆様、いずれからでも結構でございますけれども。

(宮本委員)

議長、副議長には大変いい案をまとめていただき、まずお礼を申し上げます。本当に大変だっただろうと思います。私たちは言いたいことは言うだけですが、それをちゃんと過不足なくまとめていただき、ありがとうございました。

今聞いていて、1点だけ分からないところがありました。最初の議長のご意見もあったのですが、「利害の対立」「利害の主張と対立」というところが2回ほど出てくるのですが、その法曹界での立場、例えば裁判所判事とか検察側とか、弁護士の立場での利害の対立をこれは意味しているのかどうか。少し私はぴんとこなかったものですから。それはどういう利害の対立が考えられるのかということを、教えていただければと思います。

それから、ここにも少し書いてあったのですが、司法試験のあり方の検討をもう少し強調してもいいのではないかと思います。

もう一点は、法曹三者の比率の見直しは、私たちは主張しなくてもいいのかどうか。裁判所判事の数が不足していて、すごく仕事が重荷になっているとよく噂では聞くのですが、そういう比率の見直しはどうなっているのだろうというところを、ちょっと教えていただければと思います。

本当に、よくまとめていただいてありがとうございました。以上です。

(中川議長)

「利害」という言葉は、確かにあまり良くないかもしれませんね。考え方の違いと言ったほうがいいでしょうか。例えば最高裁判所の研修所の考え方、そうなるとやはり弁護士像に関係するんでしょうかね。弁護士とはこうあるべきだという何か非常に固い固定的な考え方をお持ちのようだし、それに則って教育していこうという考え方があるように思えます。

一方では、法曹というものはそんなに従来の固定的な法曹でなくても、本当に社会のお 医者さんとしての、これはまだイメージとして固まっていないのだけれども、それで十分 ではないかという考え方もある。それからやっぱり縄張りというんですかね。司法研修所 としては、これだけの人を教育してきちっとした法曹を生みだしていきたい。そのために は、私たちの頑張りを動かさないでくださいという考え方も、やっぱりあるようにも感じられる。それぞれの利害というのか、どういうものか少し分かりませんけれども、法務省 は法務省、司法試験委員は司法試験委員のそれぞれの考え方があって、それがうまくマッチングしていないということを言いたいわけなんですけれどもね。

それを「利害と主張の対立」とここでは言っているのですが、ちょっと「利害」という のは確かに言い過ぎかもしれません。何と言うのでしょうか、考え方というのかな。

(フット委員)

その点に関してですけれども、裏のほうで対立ということはあるんだろうと思います。 けれども、むしろ私にとって印象的なのは管轄の問題であって、例えば法科大学院の教授 たちと話をしていますと、司法試験とは深く関係しますが、司法試験は我々の管轄ではあ りませんので口出しはできない、というような意識が強くあるように思います。まさにこ の提言案にありますように、これはそれぞれの利害関係者を乗り越えた非常に大きな問題 でありますので、それをお互いに話し合う場が確かに必要だと思います。ですからこれは 利害の対立というよりも、お互いに話し合いが必要なのではないかと思います。

(宮本委員)

そうしたら立場を超えてとか、もう少し古典的に書くほうがいいと思います。

(中川議長)

そうですね。そのほうが良いと思います。 2ページの 2 のところの下から 4 行目の「統一性のある具体的で一元的な施策」というのを言いたかったんですけれどもね。それぞれの関係者がばらばらに意見を述べて、それを調整していくというのではなくて、一本化された統一的で一元的なものが一つ出てくる。そういうことが大切ではないかということを言いたかったので、今の宮本さんのご意見を詳しくというか、そういったニュアンスを出せばいいのかなと思います。

確かにフットさん言われるのもそうですよね。それぞれが自分のことしか言っていないと。それが糊でうまく全部がくっついて一つのものになっていない、という感じが強いですね。

(井手副議長)

例えば、1月に日弁連から出ました資料 92-5 の「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」ですね。法科大学院の定員削減に関する部分を見ましても、なるほど日弁連の立場から言えばこういうことになるんだろうなとは思うのですが、ただ、減らせと言われている法科大学院の立場からすれば、これは自分で首をつれというに等しいような学校もあるわけです。では、こういうものを出したからといって、一体実現性をどう考えるんだろうかというのは、一つ疑問に思いました。

(中川議長)

それはあると思います。それは日弁連としてどういうふうにお考えになられたのでしょうか。

(宮崎会長)

この法曹養成と法曹人口は論点が本当に多岐にわたりますので、また法曹人口担当の村山副会長、あるいは法曹養成制度を担当している山本副会長からも意見があると思います。 ただ、本日いただいたご提言についてですが、問題意識というのは我々とさほど変わらないのではないかと感じました。結論の表現等そういうところは違いますけれども、考え方としては、さほど変わっていないのではないのかなと思っています。

と言いますのも、我々が7月に法曹人口増員のペースダウンという意見書を出しましたが、これは養成課程が未成熟だということを理由にしています。その理由として、各法科大学院と2回試験と研修所とオン・ザ・ジョブと一連として続く養成課程が、お互い目指しているものが十分うまく連携がとれていなくて、ばらばらにやっているというようなことを、最大の問題点として述べています。

また、今回の法科大学院について1月に提言したものも、法科大学院の定数について述べているのですが、その中でも最後の11項にプロセスとしての法曹養成制度を担う法科大学院、司法試験、司法修習の各運用及び制度の改善に役立てるため、それぞれの運用状況に関する情報の公表を一層進めることということで、まずお互いに情報を公表しあって、そしてお互いに協議をしようじゃないかと。5者協議だとか、おのおの枠はあるのですが、お互いに情報が出てこない。

そうすると、ずっと我々も言ってきているのですが、未修者については適性試験をして、そして入学を認めて、養成課程何年をやって、司法試験、2回試験となるんだけれども、この適性試験でいい答えをした人が司法試験をちゃんと通ったのか。あるいは2回試験はどうなったのかという情報が全然ないので、議論の進めようがないと。まず第一歩として、お互い情報公開しようじゃないかというような提言もしておりますので、そういう問題意識については、共有をしているのかなと、こういう具合に考えているところです。

それと法科大学院の定数については、日弁連というのか会員の多くの意見ではあるのですが、この意見を一番出してきたのは、法科大学院センターという法科大学院で教育を担っている実務家教員が多く入っている委員会で、やはり人数を削るべきだと。要するに自

らの首を絞めるような提言を自らがしてきた。それはなぜかというと、やはり急につくった制度なので、これだけ大勢の生徒を教えるだけのきちっとした教員がいないよと。それから、人数も多すぎるということ。現場で教育に携わっている弁護士教員から提言があり、そして適正配置を考えながら 4,000 人程度に落として、教員をもう少し豊富に割り当てようよというような意識から出てきたのではないかと考えているところです。これについては、また後で補足していただいてと思うのですが。

法科大学院教官も文科省も法務省も共通の総論的な認識の一致があるのではないのかなと思っているところです。とりあえず総論的に申し述べました。

(山本副会長)

少し述べさせていただくと、法科大学院の定員の判定については、現実には文科省がその定員削減に動き出したということもあり、それ以前に日弁連の中でも非公式には減らしたほうがいいのではないかという意見がお互いにあった。だけども、それを法科大学院協会という法科大学院を束ねた組織があり、そこから言い出すことはできないだろうし、それから文科省は法科大学院を認可したということもありますので、自分たちからダイレクトに言えないということもあって、もし言うとすればむしろ日弁連が言わないと、他のところでは言いにくいのではないかという背景の中で提言を出した。そういう意味では文科省も、それから法科大学院も、ある意味では予測をされている範囲だったのではないでしょうか。ただ 4,000 人が本当に予測したかどうかは別でして、文科省は2割程度ということを考えていたかもしれませんが、4,0000 人というのは、3割減になりますので、少し日弁連の数字が多かった。

連携ということを考えますと、おっしゃるとおりで、5者協の意見交換の場ではあるのですが、ある問題について法務省と文科省に関わることについては、どっちが主体的にやるのかということについて、現状は責任持ってやるところがない。具体的な例を挙げますと、法科大学院で刑事記録を見て勉強をさせたり、現実記録を見えるようにして欲しいというのは、日弁連の中でも法科大学院でも要望は強いのですが、刑事記録をどう扱うかというのは、基本的には法務省の管轄で、法務省は目的以外に使わせないということで、全く見せる方向の動きをしない。

片や文科省の方は、それは法務省の関係だからということで、法科大学院教育をどうするかという根幹であるにもかかわらず、主体的に動かない。日弁連としては、見れるようにすべきだという意見を出すのですが、責任を持って動いているところがないので、ある意味では何年も問題にはなってはいるのだけれども、解決に進まない。こういう部分はおっしゃるとおりだということだと、我々も感じています。

(井手副議長)

そういった問題点が本来解決していれば、例えば法科大学院教育についても変わっていく可能性はあるんですよね。今のこの流れは、司法試験の合格者の減速、それからその次に出てきたこの法科大学院の人数の絞り込み、定員の絞り込みという流れを見ていきます

と、結局昔の少数精鋭とは言いませんけれども、その方向に何か先祖返りしていっている のではないかと見えてしまうわけです。

やはり要は、たちまち数多くの法曹を養成し、しかもそれを豊かな資質と能力を持った人を育てるという方向へ持っていくのは、確かに難しいことです。しかし難しいから、緊急避難として、絞り込む方向の話ばっかり出てくると、あまり発展性はないのではないかと感じます。

むしろ、議長がご心配なさったように、かつての司法制度改革審議会が出した理念というのはどんどん後退していくことにつながるのではないか。その問題意識なんですけれども。

(椛嶋事務次長)

2点だけ質問させていただいてよろしいですか。一つは、要望の趣旨のところで、養成制度と法曹人口問題についての要望となっているのですが、要望の趣旨の1、2、3を見ますと、法曹人口問題に関する中身というのがないような気がいたしますが、これはどういうことなのかというのが1点。

3番のところで、法学未修者に対する問題で、これは日弁連も協議しているのですけれども、ここで「実務家」が中心となって効果的な教育支援活動という形をされています。 法科大学関係者というよりは、実務家を出されているというのはどういう意図なのかなという、そのあたりに関してお伺いできればと思います。

(井手副議長)

基本的に法曹人口について書いていないのは、従前の流れを、つまり減速するとかというような立場には立っていないので、あえてそこの数字は出していないとお考えいただければと思います。やはり今の枠組みの中できちんと進めていくために必要なことをやってくださいね、というところです。

それから、実務家が中心となってと言ったのは、もちろんこれは理由のところでも書きましたように、法科大学院関係者は本来主体的に取り組んでいくことであることは論を待たないわけですけれども、ただ現実には、それだけに任せていては、今現在の教育体制ですらいろいろ不備が指摘されている中で、結局法学未修者が取り残されていく。そうするとそこに解決の方向を見出すことができるとすれば、法科大にオンする形で、教育関係者にオンする形で実務家が中心になった支援チームみたいなものをつくってやっていく他はないのではないかというような趣旨なんです。

別に、実務家だけでやりなさいという趣旨では全くございません。

(フット委員)

その点に関してよろしいですか。先ほども読んでいるときに、私もまさに実務家が中心になってというところにマルを付けましたけれども、この点は先ほどの宮本委員の2点目のご発言にも関係するのではないかと思います。それは何かといいますと、司法試験との関係ですが、例えば3ページ目の上あたりで未修者の話が出てきますが、ここではカリキ

ュラムや教育の問題が、その合格率が低い原因であるとなっています。しかし、全く印象 論にすぎませんけれども、私の印象としては合格率が低いのは、教育の内容も関係するで しょうけれども、司法試験の内容も非常に関係しているだろうと思います。

しかも、合格率を上げるということだけを考えれば、実務家中心のことではなく、むしろ司法試験に出てくるような理論を中心とした、あるいは知識重視の問題のほうが、合格率を上げるためには重要なのかもしれないと思います。ですから、この関係ではむしろ司法試験の内容の再検討がより重要な課題なのではないかとも思っています。教育の内容はもちろんのことですけれども、未修者のことを考えた場合に、司法試験の内容はこれでよいのかどうかの再検討も、また必要ではないかと思います。

そういった点では、私も「実務家が中心になって」という言葉に関しては、ちょっと違 和感のようなものを感じています。

(中川議長)

今のフットさんのおっしゃることは、未修者用の別の試験をつくった方がいいということでしょうか。

(フット委員)

いいえ、そうは思っていませんけれども、むしろその観点から未修者の合格率の低水準にあることを検討しながら、司法試験の中身についてもまた検討していくことも必要だと思います。特に未修者の合格率がなぜ低くなっているかということを、試験の結果の内容、答案の内容などをより細かく分析して、どこがポイントになっているのかなどというとも併せて考えたほうがいいのではないかと思います。

(松永委員)

何か面接や短答試験とか、そういうことでしょうか。

(フット委員)

ですから、中身が全くわかりませんので、なぜ合格率がこれだけ非常に低いのかということも、全く理由が見えてきません。私は別々の試験をとは思っていませんが、これはむしろこれだけ低いというのは、何を求めているかが問題になっているのではないかと思います。

ただ、そうしますと、何を求めているかが問題であるとすれば、これは未修者の問題だけではなく、既修者でも結局は司法試験に出てくるような問題に沿った勉強となっていくわけです。そこからまさに法曹像、あるべき法曹像の観点から司法試験の中身の再検討を今からやる必要があるだろうと思っています。

(井手副議長)

ですので、当然司法試験の法曹像を再定義して、それにあった司法試験に変えていくべきだということを前提としていく。ただし、そう簡単にはいきませんので、数年間そのままの今の法学未修者の状況が放置されたら、結局未修者は入ってこなくなります。そこをとりあえず緊急的に支援するような仕組みが何か必要なんじゃないですか、という趣旨な

んです。

もちろん、フット先生のおっしゃるように、やはりそもそも今の司法試験のあり方が、 法学未修者にはやっぱり厳しいものになっているのだろうとは思うのですが。

(宮崎会長)

我々も未修者の合格率がなぜ低いのかということで、未修者向けの教育内容、3年間のカリキュラム、これをやはり、他分野から入ってきた方でもきちっと3年間で一人前になるようなカリキュラムを法科大学院のほうで考えていただくべきじゃないかというのを、資料92-5の1月の提言の5項で述べているわけです。それと少し細かい話になるかもしれませが、8項で、短答式試験についての配点割合を見直すということを述べています。ご承知のとおり、知識を試す試験は長く勉強すれば勉強するほど有利なことになるのは、統計上も明らかです。この短答式の配点を減らすということで、そういう未修者の合格、実務的に未修者の合格率を上げるための工夫として提言でさせていただいているわけです。

井上室長、何かこの点で補足等ありますか。

(井上法曹養成対策室室長)

本日に至るまでの間に、資料等でご説明というか、いろんなご紹介をするのが不足していたのかなというのを、少し反省をしている部分がございます。

法科大学院と新司法試験、新司法修習というこのプロセスの中で、法科大学院でしっかりした教育をして、その確認的なものを新司法試験ではするだけなんですよと。司法試験というのが非常に重たくて、大変な負担の仕組みではないんですよというようなものが、この新しい法曹養成制度の仕組みでありました。そういう意味で法科大学院を卒業するときには、厳格な成績評価をするんだということにもなっていたわけです。そういう意味で新しい司法試験というものを、例えば問題をここでお配りして、昔の司法試験と今の司法試験ではこんなに違うということを、ご紹介できればよかったのですが。昔は、例えば非害行為取消について論ぜよと、一行問題だったものが、今は民事系課目であれば原告の言い分、被告の言い分、こういうものを読んでお互いの言い分から裁判官の立場でどう考えますかと。または、原告代理人の立場でどう考えますか。刑事系課目であれば、弁護人又は検察官の立場でどうですかと考え、従来の問題にかかわった者から見ると、相当法学未修者を意識した、考え方を重視した試験に変わっているという意識を持っています。

しかも相当ハードルが低く、やさしく、昔みたいな難しいことを暗記してはき出さなくても、できる問題に変わっているという実感を持っています。それは、法科大学院の先生方、実務家の先生方、問題を見ている方はかなり同じようなことをおっしゃっています。 ちょっとそういう説明が足りなかったのかなと感じております。

修習に関しても、今までの修習とは違う、新しい法曹をつくるんだということで、それなりに変わってきている感じがします。

修習、司法試験が変わってきていることの一例として、昔あった口頭での試験がなくなっています。口頭での表現能力は法科大学院できっちりとディスカッションをし、身に付

けるものだと。双方向、多方向の授業をして、口頭について力が付いている人だけが卒業 してくるのだから、司法試験は確認的なものだからそこまでのことはしなくていいだろう という、そういう仕組みで口述試験が司法試験からなくなっているという、そういう経緯 もあります。

このように、法曹養成に携わる者からすると修習も変わっているし、司法試験も変わっている。それなのに法科大学院が、これは多分かなり我々が遠慮している部分があって、言いづらい部分なのだと思うのですが、学者の先生方が中心になって法科大学院で授業を教えている。素晴らしい授業をしている先生もたくさんいるのですが、法学部の昔のノートを使い回しているような、旧態依然の授業をしている先生もかなりいらっしゃる。

そこで先ほど山本副会長から紹介したように、刑事事件の記録を見て実際にはこのように刑事事件はやっているんだということを意識しながら法科大学院で勉強してほしいのですが、そこまでやる必要ないよとおっしゃる法科大学院の先生のほうが多い。そうなると、文科省も法科大学院が望まないならその必要はないのではということで、なかなか法科大学院の教育が、我々弁護士に限らず法曹三者が望んでいるようなものになっていってないのではないかと感じます。

たくさんの学生を入れてしまって、昔みたいな授業をしていると、なかなかそれが変わらないのではないかと。法科大学院の運営に弁護士がもっとものを言っていくようにしたいのですが、むしろこの5年間に実務家の影響力が低下している。そのような意識も持っております。

そこが、今日の進行とも関係あるのですが、もし必要な資料等を再度お出しする必要が あれば、その点は補足をさせていただきたいと思っております。

(片山委員)

一つ、少し変だなと思いますのは、先ほどから問題になっている法学未修者支援の問題なのですが、支援しなければいけないということは、結局今の法科大学院のカリキュラムだと落ちこぼれが出てくるということですよね。ということは、法学既習者をもっぱら対象として授業のカリキュラムを組んでいるんですね。

それがそもそも法科大学院のもともとの理想像とは違うのではないかなという気がするのですけれど、いかがでしょうか。もともとは、幅広い人材を集めるといって集めたのに、でもやはり法学部の履修者を対象にしたカリキュラムを組みますよということになっているとすれば、それは変だなという気がします。

変なことを前提にして、でも落ちこぼれないようにしましょうねというのは、現実の問題からすると非常に分かりやすいのですけれど、理念から言うとちょっと変だなという気がするんですよね。

そこで、実は井手さんがさっき言われたいろんな片づかない問題ということで、もう一つあると思いますのは、法学部をそのままおいて法科大学院を上乗せしているわけですけれども、本当にこれでそのままでいいのかどうかということです。いろいろおっしゃられ

たように、司法試験も変わっています。確かに考える力とか、リーガルマインドとかの部分はかなり増えたと思います。しかし、そうはいってもやっぱり、法学部で4年勉強した学生は、それなりにやはり未修者に比べるとリーガルマインドだとか、法律的にものを考える整理する力もついていますから、どうしても差があると思うのです。

韓国などは法学部をやめて、法科大学院にするかという選択制にすると言われていますけれども、やっぱりそれが本当の姿ではないかなという気がします。日本の場合は屋上に屋を重ねるようになっていまして、私なんかも法学部にいて、私は政治学科のほうですが、法律学科のほうを見てみると、やっぱり1年生からやっていますから、4年間勉強すれば司法試験のある程度の部分をカバーできる授業をやっているわけです。そっちのほうも、どうあるべきかということをちょっと触れておいたほうがいいのではないかなという気がいたします。

現状を何か肯定したまま、落ちこぼれ対策をやるということで、それは非常に現実的ではありますが、やっぱり理念として、現状はちょっと本来の理念や理想と違うのではないですかということを入れておいた方がいいという感じがしますが、いかがでしょうか。

先ほどの教員が足りないというのも、実は当たり前のことなんですよね。法学部で目一杯授業をやって、それを法科大学院で引っ張り合いをしていれば足りなくなるのは当たり前です。

(宮﨑会長)

法科大学院をつくるときに、法学部をどうするかというのはずいぶん議論されました。 現状は大学の経営の論理が優先して、法学部は一番お金儲けができると言ったらおかしい ですけれど、何百人もの生徒を大教室を集めて、1人の教授で授業ができるというのは一 番効率のいいものです。その法学部を存続させるために、目玉として法科大学院をつくっ ているという構想があるものですから、どんどんどんどん法科大学院ができて、そして生 徒のほうはどんどん大学の法学部に行く。教官はほとんど法学部籍で、法科大学院は二股 で教えている。

そうすると、法科大学院の教育の質もなかなか確保されない。ですから我々が人数制限を提言しているのも、やはり法学部を存続したままでいるならば、やはり法科大学院に専念する教官等、そういうものできちっと法科大学院を充実させるべきだという発想があるからです。

法学部をなくするというのは、韓国でも大論争になっているようではありますけれども、 本来はそうした方向で行くほうが望ましいことは間違いないと思います。

(中川議長)

私も未修者の問題は、もともと制度設計に無理があったのではないかと思っています。 やはり先生おっしゃるように、法学部出た人と他学部と一緒にして1年間特別にやれば足 並みが同じになるという考えが、ちょっと無理があったように思います。

また、多様性、多様性ということを言いますけれども、他学部の人なら多様性があるの

かと。法学部の人ならないのかと。その辺も理論的にはわかるんだけれど、現実問題として何か理屈っぽすぎるのではないかという感じもします。ですからこの未修者問題というのは、そういう現実を直視すべきだと思うんですね。理念を離れて、無理なら無理だと。そうだとすれば、カリキュラムを別にして、未修者用のカリキュラムをつくるとか、未修者用の試験にするとか、あるいは未修者という考え方をなくしてしまうとか。もう少し抜本的にこれは考えないと、今の制度を維持したまま何とかしようとしても、結局はうまくいかないのではないのかなと思います。だんだん先細りみたいになってくる感じがするんですよね。

最初の議論に戻ってしまいますが、結局は、そういう様々な現実問題というものを少し 直視して進める。それは制度を設計した人の失敗ということになるかもしれませんけれど、 それを恐れずにやはりどんどん問題を出して議論をするということにしないといけないの ではないかと思うんですけれどね。

(片山委員)

例えば医師の養成についてなぞらえてみると、医者だってやはり切ったりする技術だけではなく、全人格的な能力がいりますよね。そうすると、もっと多様なところから医師を養成しようとするはずです。それで医学部を残したまま医学大学院をつくって、医学未修者と医学部卒業者と同じレベルに並べて、医師国家試験をやったら受かるはずないですよね。医者の場合、そういうことをしようなどということは誰も言いませんけれど、法律だけはこんなことになったのは、何か法律を少し軽く見ているような気が私なんかはします。誰でもできるということかと思います。

だから、やはり今の現状というのを必ずしも全部肯定するのではなくて、少し原点に戻って、本来かくあるべしという議論をやらなければいけないと思うのです。もちろん、さっきから言いますように、井手さんの言われるように、すぐそのレベルの話になりませんけれど、問題提起だけはしておいたほうがいいのではないかという気はします。そうでないとちょっと私は寂しいような気がするんですね。理念を忘れて、現状に追随しているような感じがしないでもないのですけれど。

(宮崎会長)

井上室長、弁護士会の中で未修コースは失敗しているのではないか、あるいはやめたほうがいいのではないかという議論はありますか。

(井上法曹養成対策室室長)

未習コースをなくした方がよいという意見はないですね。確かに厳しい現実はありますが。

(宮﨑会長)

未修は失敗だったと評価しているものは少ない。

(村山副会長)

しかし、3年間で一定のレベルを確保するような教育をするというのは非常に難しい。

はじめての経験でもあるということがありますが、その未修の方々をどういうふうに教えていくのか、また未修の方にしてみれば入ったけれども、自分たちがこれだけやれば大丈夫なんだというのを誰も教えてくれないと。

未修の方も未修の方で悩みがあり、また、教える側も未修生を3年間で最低限これとこれとをやったら、こうなるよという、そこがまだ見つかっていないということで、実務家教員の方でも未修の方に対する対応というのは非常に悩んでおられる方が多くいらっしゃいます。

だけど、それを失敗させてはいけないという思いからおっしゃっているのだと思います。 (宮﨑会長)

法学部で4年間学んでからロースクールに行こうという人は、自分も法律好きだな、法律で道を立てようかなと、法律を学んでみて入ってこられるので、当たりはずれが少ない。

しかし、今まで理科系の仕事をしていて、弁護士ってよさそうだなとか、あるいは裁判官よさそうだなと、だけど法律の勉強は何もしないで飛び込んでこられた人は、向き不向きの問題がやっぱり一つあります。文化系の考え方とか、思考に慣れていない。そういう方もいたりしますが、合格率は少し落ちるけれど、以前の制度と比べるとはるかに多く多様な方が入ってきて、しかも一部の方かもしれませんが、とても優秀な成績で卒業し、司法試験を合格し巣立っていくという方もいらっしゃる。ですので、弁護士会の中では否定的にそのことを捉える方は少なく、ただ、合格率を少しでも上げる努力を我々としてできるかどうかを模索しているところです。

(山本副会長)

委員の先生方の意識には、少なくとも今までのところは、本当の未修者があまり沢山いないので、未修者に3年教育をした結果ということの実態がまだ見えていない。今までは未修者と言いながら、実際上は既修者が相当その中に含まれていましたので、今までの未修者というのは、純粋な未修者は少ない。しかし、これからは本当に純粋な未修者が入学をしてきますので、その純粋未修者が大部分になるときに、3年経ってどの程度になるのかが本当に見えてきたときにどうするのか。

それから、日弁連としては、純粋未修者に向けたカリキュラムをきちっとして、当初の理念を実現する方向に努力しようという方向できているので、それでは無理だとか何だとかという議論は、今のところはまだしていません。これから本当の意味で、未修者だけが3年で卒業していくことになってきますので、その結果がどうなるのかというこということで大きな影響がある。

(宮崎会長)

旧司法試験を受けてきて、しかも既修コースが合格しなかった人たちが、いわゆる法律の試験のない未修コースに沢山入ってこられている。我々はそれを見ると、本当はこんなことを言ってはいけないのですが、既修者コースの試験に通らない方々が、法律の試験がない未修者コースに入り込んできているので、合格率が低いのは当たり前だという。だか

ら統計だけから見ると、低いのはそれはそうだろうなという具合に思っている。

ただ、本当に純粋未修の中にすばらしい人が大勢いらっしゃいますので、このコース自体はいいのではないかなと思っています。これからも一定数は隠れ未修がいて、そういう人たちは既修コースにいる学生に比べたらそもそもちょっと合格というレベルが低いわけですから、この人たちの合格率はどっちみち低くなる。

(中川議長)

私もきちっとした数字は持っていないですが、大体が隠れ未修、隠れ既修ですよね。隠れの人を未修で救済するというのは、そもそもおかしいという話もある。それから、純粋未修の人の受験率というのは下がっていますよね。やはり見放しているというか。

もちろん一部非常に優秀な人もいらっしゃいますし、そういう人がいるのは事実ですが、 ごくごくわずかの純粋未修の人をこの膨大なシステムで拾い上げる必要があるのかという ような問題もあります。まだ開始されて3年、4年ですから、確かにおっしゃるようには っきりしたことは出てきていませんが、相当な問題であることは確かなわけです。やはり 現実をよく見て判断すべき問題だと思うのです。

(椛嶋事務次長)

ごくごくわずかだというのは、比較の問題だと思うのですけれども、旧試験みたいにいわゆる他学部、社会人の合格者に対する割合というのは5%から10%ぐらいでした。それに比べると現在は3倍ぐらいにはなっているので、旧試験時代に比べ今の他学部出身者、社会人経験者の割合というのは飛躍的に増加しています。

全体の中では2割から3割の間ぐらいしかないといわれますが、我々既存法曹からしますと、今までよりもはるかに多くの他学部生、社会人が入ってきているというので、そこを切り捨てるという設計というのはちょっと。

(中川議長)

やめろと言っているわけではなく、やっぱり本当に全体としてこのシステムがうまく機能しているかということを見ていかなければいけない。それは、現場の感覚から言いますと、やっぱり未修の人というのは大変だなという思いは強いです。

(井手副議長)

この3項目目は、中川先生が起案された原案にはなかった部分ですけれども、懸念されるのは隠れ既修も含めてですけれども、それは外から見えないわけです。それで、未修者が通らないということだけが喧伝されていって、結局そういう世界に入ってくる純粋未修の、しかも法曹になったら豊かな能力を非常に発揮するであろう人が入ってこないという、そこが問題になると考えているのです。

ですから、最終的には片山先生もおっしゃるように、全体の枠組みの中でこれを位置づけていく必要はあると思います。あるんだけれども、当面何とかしないと。まさにおっしゃるように、純粋未修の人に対する一定の底上げをするためにはどういう教育をしていけばいいのかということは、全くノウハウも何にもないわけですよね。その中に、今も入っ

ていっている人がいる。そういう人たちに対する教育方法を検討しなければならないというレベルでしかないのではないかなと感じています。

であれば、もちろんシステム自体を考えていくことは必要ですけれども、とにかく、これは実際にそういう新システムなどを作ってみてやってみないと、ではどういう方法がいいのかというのもわからないと思います。我々新聞記者というのは現場を見て考えますので、まず現場現状を議論する前にあたってみて、その中から対策を考えていくことが必要ではないかという趣旨の話なんですね。

私も純粋法学未修者としてこの世界に入ってきまして、たまたま司法関係の取材が長くなりましたが、ただそうして見てみますと、必ずしも法学部出身の記者が司法記者としていいかというと、実は全然そんなことないのです。そういう人たちの方がむしろ頭が固くて、今までの判例等にとらわれて、あんまり柔軟な発想をしてくれないというところがあるものですから。もちろん記者と法曹は違いますけれども、でも、そういう人たちがたくさん入ってこられる機会を保障したり、そしてそういうシステムをつくっていきたいという思いから、こういう書き方になりました。

(フット委員)

この点に関してよろしいですか。まとまりのない話になると思いますが。この多様性、未修者の話というのは、実は私はその多様性の意義について何本も論文も書いて、法曹養成改革の中でも多様性を重視するのは極めて重要なことだと私は思っています。それはアメリカのロースクールで長年教えてきたこともありますけれども、アメリカのロースクールは皆さんご存じのように、すべて純粋未修者です。私の教えたクラスには必ず社会経験の豊富な人、様々な社会経験を積んできた人、理科系あるいは美術、音楽などを専攻した学生、本当に様々な学生が集まってきました。それに様々な学生が様々な視点から法律を見直して、新鮮な目で見ていて、これはなぜこうなっているのか、この法制度はおかしいのではないかという、最初から違う視点から見ていて、これまで我々法学者が当然に思ってきたことに疑問を投げかけたりするというようなこともありました。

日本においてその多様性は、経済を専攻した人、あるいはエンジニアリングを専攻した人などは専門知識プラス法律知識を持っているので、実務にとって非常に重要であるという認識が強いのですが、何となく教育にとってはそれほど意味のないものだという意識が、何となくまわりの法学教育者の間にはそういう意識があるように感じます。ですから、他の人の授業をほとんど見ていませんので一概には言えませんけれども、何となく印象として純粋未修者が入ってきて、新鮮な目で見て、これはおかしい、これはなぜこうなっているのかというようなコメントをすると、むしろそれははずれた答えであって、考え方、法律とはこういうものだ、これは勉強しなければならないということで、むしろそういうような議論は時間の無駄であるというような目で見られることが多いのではないかと思っています。

これは推測にはすぎませんが、そこまでさらに検討する余地はあるのではないかと思い

ます。何となく、違う視点からもコメントははずれているものとして見られるのであれば、私にとって悲しい話です。ですから、その多様性というものは本当は教育の現場においても非常に重要であると思っています。東大の法科大学院の未修 1 期生、ですから、制度ができて 2 年目で私が授業をしたクラスは、私は教育者として 20 年以上の経験を持ちますが、ずば抜けてトップでした。本当に様々な視点から、様々な社会経験をしてきた人、様々な学部で違う分野を専攻した人が活発な議論をしてくれて、本当にすばらしいクラスでした。今だに、人生の中でトップのクラスであると言っていいと思いますが、それがだんだんとそういう純粋未修者が入れなくなるような制度になっているのは、非常に悲しいことだと思います。確かに新司法試験は旧司法試験に比べて、内容は大分変わってきましたが、私はこの前新司法試験をざっと短答式問題、論文式問題をざっと見たところ、まだまだかなり高度な知識を要求するものが多いように思います。

具体的な判例をあげて、この判例とこの判例を比べてなどという、結局判例の中身までをほとんど丸暗記していなければ難しいような問題もまだ残っています。ですから私から見て、あるいはアメリカの司法試験と比べてみると、日本の司法試験はまだまだ知識を重視して、あるいはこれまでの議論を重視している問題が多いように思います。そうしますと、5、6年法律を学んできた人と、3年法律を学んできた人とでは、差は当然に出てきます。

ですから、司法試験の合格率、あるいは合格できなかった人たちを見て必要な知識、能力を身に付けていないとすれば、それは仕方ないことだと思いますが、結局、今の司法試験では結局は競争の試験になっていて、2,000 人程度しか合格できないような試験ですと、結局はこういった類の問題では6年勉強をしてきた人が有利になるわけです。そうしますと未修者の合格率が低くなるのは、それは当然なことで、制度設計上非常に重要な問題ではあると思います。

ですから、本当に必要な知識、能力を身に付けているかどうかという視点だけに切り換えれば、場合によっては2,000人ではなく1,500人だけになってしまうかもしれませんけれども、場合によっては3,000人、4,000人となるわけです。どうも現実問題として、そういうふうにはならないだろうと思いますが。ですから結局今の制度設計上、未修者の合格率を上げるのはどうすればいいかという話になると思いますが、そうだとすれば、さっきの心配は、むしろ合格率だけのことを考えますと、これまでの勉強を捨てて、もうとにかく法律家のような考え方を身に付けて、司法試験に出てくるような問題が解けるような能力、試験技術を身に付けるというのが、一番近道なのではないかと思います。そうなってしまうと、それもまた私から見て悲しいものであります。

(中川議長)

どうも未修者の問題に集中してしまったような感じがあるのですが、ちょっとまとめる必要もあります。これは井手さんのおっしゃっていることもよく分かるのですが、少しこれは特別なカリキュラムを日弁連のほうで考えてくれないかということは少し無理なよう

な感じもしますので、やはりこの問題も含めて第1項で、全体的な協議機関の中で議論してもらうべき問題の一つではないかと思います。第1項目にこういう問題点があるということを触れて、それも含めてやってくださいということにしたらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

この第1項目は、先ほど宮崎会長や山本先生からもお話がありましたように、まさにそういった問題でありまして、やはり国民の側から見ますと、無理はあってもやってもらわないといけないことだと思うのです。確かにそれぞれ立派な機関で、それぞれの考えがあると思いますが、それをぶつけ合っているだけではやはリーつの物事として解決しません。やはり我々の側から見ると、総合的で一元的な考え方をきちっと出してもらわないと困るという立場は、これはやはり変えられないと思います。

ですから、やはり提言としては、こういう形で申し上げたいし、それに向けて関係機関の皆さんがご努力いただくというのは当然のことだと思います。ですから、具体的にどうすればいいかとは言っていませんけれども、やはりここのところは我々の立場を主張したものだということで、ご理解いただきたいと思います。

2番目については、あまり議論がありませんでしたけれども、新しい革袋には新しい酒を盛れということは昔からよく言いますよね。ですから、本当にこういう制度、新しい制度をつくった以上は、やはりそこに盛り込むものは何だというものをもう一度考え直す必要があると思います。先ほどフットさんが言われたことも、全部ここにかかってくるように思います。どういう法曹像が望ましいのかと。

今法科大学院協会などでは、到達目標というのをやっていますよね。その一定の能力というものをもう少しはっきりさせて、そこへ到達するように各法科大学院が考えていこうよと。あれは学業、知識という面からの到達目標というものを考えていて、それはそれとして重要だと思いますが、もうちょっと大きな意味で「社会生活上の医師」ということを言っているわけですから、もっと具体的にどういったイメージになるのかということを考えていく必要がある。法曹像としてどういうふうになるのか、特に弁護士像というんですかね。そのあたりの議論が極めて少ない。これは議論して結論が出るものなのか、あるいは世の中の進展にあわせて次第に練ってくる、そういうものなのかよくわかりませんけれども、やはり従来の固定的な弁護士像というものを一度捨て去って、そして新しいものを国民の目の前に見せていくという努力も必要なのではないかと思います。

ここは一番難しいところになるかと思いますけれども、やはり我々が期待しているものですし、それを目がけて学生も勉強していくということができれば、非常に展望が開けるといいますか、未修の人も既修の人も問わずにそういうものを目指していける。試験もそういう内容に変わることもできるという感じになるわけでして、やはりぜひこの部分について十分議論をしていただきたいなと思います。以上申し上げた2点に集約して提言をまとめさせていただければと思いますが、片山先生、いかがでしょうか。

(片山委員)

私は賛成です。その際、フット先生が言われた多様性を一つの理念として盛り込められればなと思います。なぜ未修者が必要かといいうのは、やはり多様性だと思うんです。多様性に価値があると、多様性がもっと力を発揮しなければと思うんですね。その理念をどこかにうたえればいいなと思います。

といいますのは、今日の日本を見ていまして、法曹界では未修者を取り入れるということで多様化を図ろうとしていますけれども、実は多様化しなければいけないところはいっぱいあるんですね。一つは、霞が関などは全く多様性がないわけです。事務系の人は法学部か経済学部を出た人です。文学部や、芸術学部はいないわけです。ただ、これから日本の政治社会で行政の役割というのは非常に多様で、生活とかそれから文化とか芸術というのは非常に重要な分野になるのですけれど、これを解する人が全くいないですよね。リテラシーがないんですね。このような国は、私は異常だと思います。官界が多様化しなければいけない。

それから、政界は二世議員ばっかりになって、これも多様化から逆の方向に行ってしまっているんですね。言いにくいですが、大学に入ってみると、やはり大学も多様化の必要があるなと思います。いろんなところで多様化が必要という我が国において、今日においては、法曹がいわば多様化の先陣を切っていると思うんです。そういう背景の下で、多様性が重要ですよということをちょっと盛り込んでいただけると、重みが出るのではないかなと思います。

(井手副議長)

確かに、こうした法曹を、単に既存の法律の解釈と運用をする存在であるというふうに 定義してしまうと、知識重視、それからあまり多様性がなくてもいいのかもしれません。 けれども、やはり今の状況を考えますと大きな問題については、例えばようやく今、日弁 連でも取り組んでおられますけれども、いわゆる立法活動的なことができる法曹だって必 要です。そのためにはそうした様々な経験を積んだ人たちというのは絶対に優位でありま すからね。そうした機会が保障されていくような、法曹像を描くべきだと思います。

(宮本委員)

もう一つ、先ほどご意見がありましたけれども、やはりここに市民会議として法曹人口問題について、何か少し述べておいた方がいいかと思います。私たち自身が法曹人口の問題についてどう考えているか、対策についてはどう思っているのかを、少し述べておくほうがいいかと思います。

(井手副議長)

いわゆる判事、検事、弁護士のその問題について。

(宮本委員)

そうではなく。

(井手副議長)

全体の問題ですか。

(宮本委員)

そう全体の問題として。

(中川議長)

維持すべきかどうか。

(宮本委員)

増減に対して私たちはどう考えているかということです。

(中川議長)

先ほど井手さん言われたように、間接的にはわかる。

(宮本委員)

わかるのですが。

(井手副議長)

一応、理由の最後のほうでは述べてはいるのですが。

(中川議長)

少しはっきりさせましょうか。

(宮本委員)

しておいたほうが、良いのではないかと思いますが。これでいいというなら結構ですが。 (井上法曹養成対策室室長)

申し訳ありません、1点だけ、多少僭越なことなのかもしれないのですが。日弁連が法科大学院、法曹養成全体について提言していたり、文科省も中教審で改善すべきだということを言っている。これに対して、この要望書の3頁では、これは弥縫的なもので、もっと抜本的な改革が必要だというご指摘があり、椅子から転がり落ちるぐらい非常にショックを受けました。こういう日弁連が大学院に対して言ったこと、文科省が言っていることに対して、言いづらいのですが、法科大学院、大学の研究者の先生方には、かなりの反発があります。

我々の弥縫策程度のことであっても、なかなかご理解いただけないというときに、この 改善提案の中のこの協議機関で、どのように大学の先生方に我々が働きかけについて理解、 問題意識を共有していけばいいのか。意識的なものでちょっとあれなのですが、要望の趣 旨の1項中には法科大学院や、法科大学院協会が入っておりませんで、そこに一文字入れ ればいいのかどうかも少し分からないのですが、法曹養成の中で法科大学院の先生方、研 究者の人たちとどう問題意識を共有して、改善していけるのか、というそういったサジェ スチョンのようなものをここで頂戴できますと、市民の方々がこうおっしゃっているんで すということでいただけますと、非常に我々としてはありがたいのかなと感じます。

(井手副議長)

早い話が、当の法科大学院が一番改善に対しての抵抗勢力になっているという話ですよね。それに対して、この要望では文科省には言っているけれど、法科大学院に対して言っている部分がない。

(中川議長)

そういうことですか。わかりました。

これは確かに厳密にやり出すと、いろいろな問題が出てきて、やめておこうとことに最後はなってしまいますが、やっぱり市民の感覚といいますか、そこのところを理屈っぽく書きすぎたのがよくなかったのかなとは思いますが、要するにちゃんとしてくださいよということを言いたかったのです。

(井手副議長)

今日の議論で非常に有意義だったのは、フット先生がおっしゃったとおり、多様性の保障というのがやはり最大の眼目であり、この司法制度改革の目指すべき方向だったはずなのに、今それが後退しつつあるのではないかという意見ですね。

それに対して、我々としてはやはりそこはちゃんとやってくださいよというところを言う。そういう方向で、もう一回まとめてみます。

(中川議長)

そうですね。それでは、井手さんと相談させていただきまして、最終版をつくりまして、 またメールで委員の皆様にはご確認いただくことにいたしますので、あとお任せいただく ということでよろしいでしょうか。

(村山副会長)

資料配付をさせていただきまして、少し説明させていただきます。資料 92-6 は、法曹人口問題検討会議で議論をされ、現状についてどう考えるのかをまとめたものです。本日いろいるご議論をいただいたところと、かなり噛み合う部分を意見として申し上げているのではないかと思います。これは執行部の意見ではなくて、検討会議の意見なのですが、例えばこの7頁では、前提とする法曹像について書いています。どういう法曹像を考えているとかを、非常に抽象的な記述にはなりますが、抽象的な部分での意見はそんなに違わないと我々理解をしています。こういう法曹像を描いて、私どもは今ご指摘にありました多様性という問題と、もう一つはやはり法律的なものの考え方がその中にしっかりあった上での多様性という、その二つをしっかり追い求めてやっていきましょうというメッセージを出しております。

したがって、法曹人口を増やすということが、例えば競争を生むからそれは駄目だとか、逆に市民に迷惑をかけるといった、そういうレベルの議論で法曹人口論を展開しているわけではありません。1人でもやはり多く、こういう理念に沿った法律家をつくっていきたいと、そういう前提で物事を考えています。今色々なご指摘のありました法曹養成制度の問題点を、我々としてはどういうふうに直していきたいのかと。多様性な法律家を多く育成するためのシステムとして、法科大学院をどういうふうに育てていきたいのかということを、しっかり折り込んだつもりの検討会議でご議論いただいた内容になっておりますので、ぜひご一読いただきたいと思います。そして、意見書でもご反映をいただければと思っております。

もう一つの資料 92-7 は、資料 92-6 の意見書をコンパクトにしたものを執行部として作成したものです。やはり法曹養成制度を何とかしっかりしたものにして、 1 人でも多くの法律家が育成できるようなシステムにしていくためにどうすればいいのかという視点で、私どもとしても意見をまとめました。これから理事の皆さん方にご審議をいただくものでして、全く完成していないのですが、理事会でご審議をいただく予定の書面でございます。

いずれも、まだ会内的な書面でして、対外的には一切出しておりません。その点はご考慮いただきたいと思いますが、こういう考え方で今臨んでいるということをご理解いただければと思います。

議長・副議長の交代の件について

(中川議長)

それでは、時間もございますので、第2議題を飛ばしまして、議長の交代の件をお諮り したいと思います。

市民会議規則というのがございまして、その5条で、議長1名と副議長若干名を委員の 互選により選出するということになっております。任期は1年で、再任は妨げないという 規定であります。

平成 18 年の 2 月 20 日開催の第 9 回から、 2 年間私が議長を務めさせていただきましたが、今年で 3 年目を迎えることになりまして、議長を交代したいと思っております。事務局とご相談いたしまして、後任の議長として片山先生を推薦させていただきたいと思っております。片山先生には、事前にご了解をいただいております。よろしいでしょうか。

(了 承)

(中川議長)

では、片山先生、ぜひよろしくお願いいたします。

(片山委員)

よろしくお願いいたします。

(中川議長)

また、この度、第1回の市民会議から今日まで副議長としてご活躍いただきました井手さんが、広島のほうにご転勤になりまして、これを機に市民会議の委員をご退任されることになりました。それに伴いまして、後任の副議長を選出する必要があるのですけれども、ちょっと具体的な人選がまだ確定しておりません。本日この方ということは申し上げられませんけれども、規則上では委員の互選ということになっておりますので、どなたか私がぜひ立候補したいという方がおられましたら言っていただきたいと思いますし、そうでなければまた事務局とも相談いたしまして、しかるべき方を次回ぐらいまでにご推薦申し上げるというようなことにしたいと思っております。

そこで、次回から議長を務めていただきます片山先生から、一言ご挨拶いただけますで

しょうか。

(片山委員)

先ほど議長にということでご承認いただきました。大役でありますけれども、喜んでお 引き受けさせていただきたいと思います。

私は、ここでも何回か申し上げておりますが、日本の社会というものはあまりにも官のコントロールが強い。お金もそうですし、それから権威とかものの考え方まで非常に官の影響力が強い国になっていて、これをやはり逆のベクトルに変えていかなければいけないと思っているんです。

そのときに、それでは草の芽から変えていくときに何が力になるかというと、やっぱり 法治国家ですから法律です。この法律を国民がきちっと利用できるかどうか。これが非常 に重要で、その橋渡しをするのが法曹であって、それを保障するのも司法を含めた法曹で あるはずなんです。そこがうまく機能しなければ日本の市民社会が成り立たないと思って います。

私の専門は、市民社会とか地方自治とか民主主義とかそういうことなのですが、この法 曹問題というのは非常に私の関心の主戦場でもあるわけでありまして、そういう意味でこ れからもぜひ一生懸命取り組みたいと思いますので、皆さんのご協力をお願い申し上げた いと思います。

(中川議長)

よろしくお願いします。それでは、長年副議長としてご尽力いただきました井手さんからも一言お願いいたします。

(井手副議長)

長い間お世話になりました。今ご紹介いただいたとおり、1月10日付で広島総局長に異動になりまして、新聞社の出先機関の運営を預かるような仕事が今の中心になっております。

私は、新聞記者というのはしょせん素人だと思っています。その素人がこのような場に出て、何らかのことを申し上げられるとするならば、それは世の中で起きていることの一応最先端の流れに触れているということが唯一の資格ではないかと思っております。

しかしながら、こういう職になりますと、なかなか取材の現場に触れていくことはかなり難しくなってしまうので、やはりこの機に新しい方に入っていただいたほうがよろしいのではないかと思いまして、今回これで退任させていただくことになりました。

ただ、2003年の12月22日でしたか、第1回市民会議は、それ以来5年2か月、私の記憶が正しければ欠席したのは1回だけだったと思います。また、現在のメンバーの中では唯一地方から出てきている者としては意味があったかなとも思っております。

今回、新しく議長になられる片山先生をはじめ皆さんとこの場で、それから歴代の日弁 連の執行部の皆さんといろんなお話を平場でできたということは、大変貴重な体験になり ました。 ただ、少しだけ気になっているのは、今裁判員制度がこれから始まろうかというときに、何かそれに後ろから矢を射ったり、ロープをひっつけて引っ張ろうとするような勢力が日 弁連の中にも結構いらっしゃるということを、非常に危惧しております。広島で今度は一 市民として、また報道機関の末端につながる者として、そうした動きには厳しく目を向け ながら見守っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

(中川議長)

ご苦労様でした。

弁護士と法的サービスのあり方について - 弁護士の増員を見据えて

(中川議長)

それでは、残された時間はわずかでございますけれども、せっかくお越しいただいておりますので、第2議題であります「弁護士と法的サービスのあり方について」ということで、小寺副会長のほうからご説明をご用意いただいております。お願いできますでしょうか。

(小寺副会長)

私は、弁護士業務関係を担当しておりまして、公務員その他の関係では、片山先生にお話をお伺いし、清原市長のところへお邪魔させていただき、いろいろお世話になりました。 どうもありがとうございました。時間がないのでわかりやすい表から見ていきたいと思います。

この資料 93 の 6 頁をご覧いただけますでしょうか。弁護士未登録者数の推移比較というものがございます。弁護士未登録者というのは、司法修習が終わり、 2 回試験を合格しますと、弁護士登録を希望すれば自動的に弁護士になれるのですが、そこで裁判官、検察官、弁護士いずれにもならなかった人を未登録者と言っています。一括登録日に登録できた人がどれだけいたか、できなかった人がどれだけいたかという表なのですけれども、59 期では 58 名で 4.1%台できていなかった。それから 60 期になると、5 %台になってきて、その人数も増えてきている。60 期になると現行と新の二つに分かれてきます。

それで、約2か月経ったときに何とか就職が進み、未登録者がかなり減っているという 状況がわかると思います。これは2%ぐらいですけれども、新61期については、なかなか 厳しい状況でどうなるか今よくわかりません。このように就職できていない人もいますが、 備考欄にもありますように、警察官が司法試験に受かって司法修習を終え、また警察に戻 るなどいろんな方もいますので、必ずしもその人たちが就職をしていないとも限らないの ですが、このような状況にあります。

次に5頁をご覧ください。司法修習終了後の区分毎の割合というものがあります。判事、 検事、弁護士がどのような割合になっているかというものです。判事、裁判官についてな んですけれども、裁判官の数が今年は99名で、前年より20名ぐらい少なかったんですね。 検察官はもともと 100 名以下だったのですが、たまたま去年が多かったというのかどうか、それはちょっと難しいところですけれども、裁判官、検察官の採用数が去年から見ると 40 人ぐらい減っているという状況です。ですから法曹増員というふうに言いますけれども、裁判官、検察官の割合が少なくなって、弁護士が多くなっているという状況がお分かりいただけるかと思います。

それから3頁をご覧ください。我々は弁護士事務所に入らず、企業・団体等に入る弁護士を組織内弁護士と呼んでいるのですが、一番上は企業に入っている人と任期付公務員等で官公庁に入っている人のグラフなんですけれども、2007年と2008年を比べますと100名ほど企業に入っている弁護士が増えています。このうち60名ぐらいが新規卒業者で、40名が経験がある者です。

このような状況ですけれども、私どもが就職担当をしておりまして感じますのは、昔は大多数が弁護士ならば将来独立したいというのが志望であった。企業に入るとか、役人になるという発想はあまりなかった。ところが、私どもは「ひまわり求人・求職ナビ」といって、インターネット上で求人情報と求職情報をマッチングさせるということをやっているのですが、そこに登録する修習生は企業と弁護士事務所に自分の志望を記入できるのですが、両方に出しているのが8割から9割ぐらいいます。

昔で言うと弁護士としていずれ独立して生きていくという形だったのが、今は大きな組織の事務所に入ってずっといてもいいし、役所に入ってもいいし、企業に入ってもいいという形で意識の変化が相当あります。

就職を担当しているのでいろんな事務所を回ったりしてお話を聞きますが、増えたことによって非常に優秀な人材も増えていると。しかし、必ずしもそうでない人も、合格者のレベルでもそのようなことが言われています。

私どもとしましては、何とか法曹有資格者を社会の隅々までということで努力しているわけですけれども、法務省もいろいろ努力していただいておりまして、通しページの7頁をご覧ください。これは企業との関係で、経団連、法科大学院協会、弁護士会、文科省、法務省とでとりまとめたものです。そこで、経団連も一応企業に弁護士が入っていくことについて取り組もうと。法科大学院協会あるいは文科省もそれに向けた教育で努力しましょうということで、これは去年の暮れにまとまったものです。これについてこれから5者で協議を進めていきたいということで、そういう努力をしています。

あと、公務員については人事院その他で法務省を中心に検討会をしていただきまして、 弁護士会はヒアリングを受ける立場でいるいろお話ししています。そういうことをできる 限りやっていく方向で検討しています。ただ、その一環で地方自治体についてもいろいろ お話を伺っているのですが、なかなか厳しい。ですが今後も頑張っていきたいと思ってい ます。短い時間ですので、これで私の報告とさせていただきます。

(片山委員)

質問よろしいでしょうか。 3 ページですけれども、 の企業内弁護士数というのは、注

のところに、登録している弁護士のみを計上とありますけれども、登録していないケース もあるのでしょうか。それは把握できないものなのでしょうか。

(小寺副会長)

把握できないんですね。中には、公務員でも実は登録していない場合があります。

(片山委員)

も登録した人だけですか。

(小寺副会長)

そうです。

(片山委員)

そうですか。

(小寺副会長)

登録せずに、そのまま将来役人に就いて成功したいという人もいるわけです。そうすると特殊な立場になるわけです。それから企業の中には、資格登録しなくてもいいところもあるんだろうと思うんです。その点で、そこのところが把握できない。できればその点について法務省から、いろいろ情報をいただければいいのですが、なかなかプライバシーの問題だということでいただけないものですから、合格者がどうなっているのか、なかなか把握できていないんです。

(宮﨑会長)

この346人という数は、日本組織内弁護士協会調べの数字ですよね。

(小寺副会長)

そうですね。

(宮﨑会長)

ですから、私の組織内弁護士という協会に登録されている調査に、そうだと回答された方の数ということですね。

(中川議長)

急激に増えた理由は、どういうふうにお考えですか。

(小寺副会長)

やはり修習生側の意識が変わったのと、企業の意識が変わった。今までは就職説明会では、弁護士事務所だけがブースを出して求人活動していたのですけれども、就職説明会をやる前に企業にご案内しましたら企業も出てくるようになりまして、そこで修習生との面接をしていく中で、企業も割と積極的になりつつある。全体数は少ないですけれど、前からみると前向きになりつつあります。経団連も先ほどの取りまとめにありますけれども、個々の企業のことだから、当初はあまり関わりたくないようでしたが、最後いいよと言っていただいたのは、全体の雰囲気として今後採用の方向の検討する企業が多くなっていくんだろうと思います。

修習生の意識と企業の意識、両方がそちらのほうへわずかながら向いているということ

だと思います。

(宮崎会長)

修習生の意識が変わったというのは、やはり法曹の数が増えて、いわゆる希望する法律 事務所に就職できなくなってきた。それなら修習生の気持ちとしては、今なら一流企業に 採用される、そっちの道を選択しようということが大きいんじゃないかなと思います。

(松永委員)

企業の海外進出がずいぶん進んできているので、そういう意味で、本当に法律知識が要求とされると思います。

(宮崎会長)

ですから、組織内でなぜ採用するかというと、留学してもらう、あるいは海外で勤務をしてもらう為ということもあり、そのときにスーッと辞められると困るという、そういう養成する側の問題もあるのだと思います。だから弁護士登録ということについて、企業としてはどこまで養成できるかという迷いがまだあるのだと思いますね。

(中川議長)

だいぶ前に、いわゆる法務組織について書いたことがあります。法務部とか法務課だとか、法務組織を持っている会社というのは大体、少なくとも千数百社、日本にあります。 そこで働いているいわゆる法務マンと言うのですか、その方が 8,000 人から 9,000 人ぐらいます。これは法務をやっている専属の人ですから、決して少なくない数字ですね。

長期的に見ると将来的には、私は少なくともこの半分は有資格者になるんじゃないかと思います。3,000人から4,000人の人たちですね。これという根拠はないのですが、企業というものはそういうものだという直感なんですけれども、やっぱりそれぐらい有資格者の人がいて、残り半分はいわゆる会長が言われた生え抜きで教育した人たちがうまく協力し合っていく姿というのは、企業にとっては一番理想的ではないかなという直感があります。結局それぐらいのニーズはあるはずだと思います。

ただ、これにはいろんな条件が整う必要がありまして、やはり弁護士側のニーズと企業側のニーズがうまくマッチしなければいけないと思います。それは待遇の問題もありますし、それからキャリアパスですね。ずっと法務でやっていくのか、あるいは人によっては経営者になってもいいよというのか、あるいは7年の制度がありますから、7年間勤務したら辞めていってもいいよというのか、それでは困りますというのか。それから、弁護士会費はどっちが持つのかとか、プロボノ活動の取扱いはどうするかとか。そういうことが全部クリアになってきますと、ずっと加速度的に進むのではないかなと思います。

その中で一番難しいのは、待遇だと思います。これはいわゆるバッジの値段をいくらにするか。端的に言えばそういうことなんです。そこのところがうまくマッチすれば、これは企業にとっては大いに歓迎という姿勢になってきますね。

(小寺副会長)

私が就職担当していて感じるのは、年俸が下がりつつあります。以前は 600 万から 700

万ぐらいが一番多かったのですが、今はそれが 100 万円ぐらいダウンしたところが多くなり、もっと低いのも出てきはじめると。企業も、福利厚生とかいろいろ考えると遜色ないというふうに考えるところもある。

今年ある銀行が3人ぐらい採用したのですが、法務部でなくて一般職として回すと言っています。支店回りさせて、将来的には法務をさせるつもりでしょうけれども、場合によっては普通のコースで支店長やらせて幹部にするというようなことも考えられる。

ですから、法務部だけに採用するかどうかはこれからまだ分からなくて、多様になってきます。ただ、預かっている私としては、去年が2,200人くらい、今年も2,200人出てきたんですけれども、これは言葉は悪いけれども、押し込む、拝み倒して採ってもらっているんですね。各弁護士会にお願いして、場合によっては弁護士会の会長に直接採用を何とかしてくださいとお願いしています。日弁連の副会長がなぜそんなことやるかわかりませんけれども、それぐらいやって何とかなっています。去年ここに来たときは、今年は何とかなったけど、次年度は大変だねと言われました。今年も何とかなりましたが、でもなかなか厳しい状況が続いています。

一つは地方ですと法律事務所側に入った人たちが独立するのに5年ぐらいかかります。 独立してくれると、また採ってくれるのですが、急に増え、急にどんどん押し込んでいる ものですから、なかなか厳しい状況があります。あともう一つは、実は就職先ですけれど も、東京に三つの弁護士会がありますが、ここに約5割の修習生が集中しているんです。 大阪入れると6割が、東京、大阪だけで6割の修習生が就職しているんです。例えば、千葉はいやだけれど、東京ではやりたいということもあります。私どもとしては、関東で千葉は東京の隣じゃないのって思うのですが。それでいろいろと相談して、千葉だったら紹介したいけどと言うと、もう少し東京で探しますから、紹介しなくて結構ですと。なかなか東京志向が強くて、就職担当としては悩ましい。

(宮﨑会長)

ですから、領域拡大で法曹人口増やせばと言いますが、我々としては、できるだけいい 事務所に、勉強になるような事務所にできるだけはめ込みたいということで、やっていま す。しかし就職口がないということになると、今度は社会人がやはり未修組に入ってこな いんですよね。

法科大学院の先生は、司法試験の合格率が高くないからだと言いますが、我々のころは司法試験の合格率はもっと低かった。社会人の方にとっては、全部地位も捨てて来るわけで、努力して司法試験に通っても就職先が今度ないというのでは、やはり二の足を踏むということもあるので、現場としてはこういう努力をしています。

それから、企業の処遇というのは、かなり弁護士の初任給も下がってきましたし、また 弁護士の側も給料だけじゃなくて、企業の中でどういう勉強をさせてもらえるかというと ころをやはり気にされていると思うんですね。企業内をぐるぐる回してもらえるというと ころに魅力を感じる人もおれば、海外赴任があるよということで、それじゃあキャリアに なるなということで企業に入るという人もいます。

弁護士会費の負担がかなり日本は高いので、採用する側の企業は躊躇するのかなと思っていたのですが、弁護士費用を払ってでも弁護士資格を持っていた方が良いというところが多い。やはり国際会議に行ったとき等に、相手は皆、企業内にいて弁護士の資格を出してくるんですよね。そうすると上司が、この人は本当は司法試験を通っていて弁護士なんだけれども、会費がもったいないからということを格好悪くて紹介できないわけです。やっぱりこれは登録してもらおうというようなことで、上司自ら弁護士資格で海外の仕事もやってくれというようなことに、だんだん企業文化としてもなってくるのではないかと、そこにいろいろ整合性が日弁連から出てくるのではないのかなと期待はしています。

(中川議長)

ただ一つの問題として、同質性ということをよく言われると思います。弁護士さんが企業に入って、生え抜きの人と一緒に仕事しているうちに、だんだんだんだん質が落ちてきて、同化してしまうわけです。質が落ちるのか上がるのか、それはよくわからないけれど、企業の人になりきってしまって、弁護士としてのいわゆる精神を忘れてしまう。そうなりますと、企業の側も何だかよくわからないと。ここのところをどうするかというのが、今後大きな問題になってくると思います。

それは、やはり弁護士としてのいわゆる強い倫理観とか、インティグリティだとか、その専門性ですね。誰にも負けない、そういうものがないと、その方自身もだんだんだんだんがあかしくなっていってしまうという問題が、これは現に出てきている。辞める人も結構いますね。

(村山副会長)

そういう意味では新人から行かれるとちょっとやっぱり心配なんですよね。

(中川議長)

そうそうそう。そういう意味では。

(村山副会長)

5年、10年自分で訓練して企業に入ると、そういうマインドを持って企業に入っていた だけるんですがね。

(中川議長)

だからこれは非常に悩ましい問題だと思います。

(宮崎会長)

また企業によっても違いますし。

(小寺副会長)

我々は企業の就職をすすめていますが、その辺の危惧感もありまして、組織内弁護士協会に入っている弁護士もいますけれども、どうやってその辺を教育、指導を実施して、弁護士としてもアイデンティティを持ちながら企業の中で活躍していけるのか。弁護士の取締役の不祥事などがありまして、組織内弁護士協会は相当危機感を持っています。それが

ないと弁護士が行く意味がないということで、そこら辺をどうやっていくかという検討を するつもりです。

(片山委員)

それは実は私もすごく痛感していることです。自治体にもっと本当は弁護士、法曹が入って良いんですよね。というのも、需要を抱えていますから。東京都などは別ですけれど、今多くの自治体は、ほとんど内部に法曹はいません。例えば裁判についていえば、県庁などでしたらいろんな多様な仕事していますので、それらの前線では法的なトラブルが数多くあるんですが、それを司法に伝える、交通整理をする係がいないんです。

企業の法務部門について、今さっき話がありましたけれども、自治体の法務部門というのはほとんどないんですね。何があるかというと、法令係というのがあるのですが、ほとんど条例の法制執務をやっているわけです。あと法律と条例との整合性とか、そんなことばっかりやっているんですね。

法曹についてはすごくニーズはあるわけです。だけど雇わないんです。入り込めないんです。なぜかというと、結局法曹というのは、何に従うかというと、おそらく法律と自己の良心に従うんだろうと思いますけれど、組織に入った途端にバッティングするんですね。組織は法律と自己の良心で動いていませんから。組織の論理と言いますけれど、要するにそこの組織の中の密教で動く。秘技とか密教で。市民から見たら法曹に対するニーズはあるんですけれど、組織の管理者から見たら、とんでもないエイリアンを抱え込むことになってしまう。そこが自治体に入り込めないところなんです。

そこを変えていかなければいけないので、私は鶏が先か卵が先かという話になるのですが、入ることが変えることになるし、変えることが入ることになるので、両面で進めていかなければいけないなと思います。

と言いますのも、実態はひどいんです。よく法的なトラブルが発生するのは、例えば公共事業の現場とか、用地買収とか、権利調整だとか、福祉で最近はすごく多いんですね。 そういうところの職員というのは、法的リテラシーがあまりないわけです。そうした土木技術者とか、福祉の専門職とかが訴訟の担当者になる。法務部門ないから彼や彼女が弁護士さんのところへ行って相談しなければいけないんですが、それはとっても難儀なことなんです。

それでどうするかというと、できるだけ訴訟にならないようにしようとするわけです。 厄介なことに巻き込まれないように。そうすると、どうなるかというと、脅されたら裏で 調整するとか、よそから搦め手で手を回すとか。そういうことで解決しようとするから、 だんだんだんだんさっき言った密教とか秘技の世界が広がるわけですね。

ですから、法曹と仲良くしないといけないと私などは思って、鳥取県などは、ちょっと 東京都のことも参考にしながら法務部門、とりわけ政策法務の機能を少し拡充したりして、 専門家を養成したりしました。しかし、他の自治体ではそうした動きはほとんどありませ ん。都道府県でさえありません。東京都区ぐらいですよ、きちんとしているのは。 だから法曹に対する潜在的なニーズ、フィールドは本当は相当広いと思います。

(小寺副会長)

以前、片山先生からいろいろご指導いただいたので、どこか一点突破で、地方自治体に 声をかけて、法律事務所の弁護士も口説きまして、これをやってみませんかと持っていっ ているところです。何とか1人が入れば、なるべくその人がいろいろあちこち宣伝してく れると、また効果がある。片山先生のご指導をいただいて少し頑張ってやっています。

(片山委員)

私なんかは、すごく楽になると思いますね。ちゃんとした首長であれば、法的トラブルが、今までよりもスムースに解決できます。だけど、ちゃんとしていない首長にとっては、 すごく脅威です。

(宮本委員)

私は企業の法務部だけではだめだと思います。今コンプライアンス等、いろいろな部門 に拡がっています。法律は常に改正、新しくなりますから、やっぱりリーダーになるよう なプロが必要なんですよね。そういう資格を持った人は、法務部だけじゃなくて、あっち こっちにいると私は思っています。

ですから、これから開拓されたら、活動の場がずっと拡がるのではないかと。企業は必要なんですね。行政もそうですけれども、あまり限定的に法務部だけじゃないと考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

(小寺副会長)

私もそう思うのですが、今はまだどうしても法務部中心になっているのですが、他がやると日本の社会というのは割とやり出します。我々としては、時間はかかるけれど、様々なそういう道をどんどん拡げていき、やはり司法改革の理念というのを進めていきたいと思っています。

(田川副会長)

私は、国際関係の担当をしているのですが、国連関係の職員のニーズとか、そういうのもたくさんありますので、そういった国際的な問題についてもっともっと変えていかなければいけないのではないか、というようなことを少しアナウンスしています。

(中川議長)

それでは、この問題はまだもう少し具体的に、こういうことがあるということがございましたら、継続してやるということにいたします。一応、この辺で区切りをつけることにしたいと思います。

6.閉会

(中川議長)

それでは、これで21回日弁連市民会議を閉会させていただきます。次から片山先生、議

長お願いします。皆さんご迷惑をかけまして、たいしたことできずに申し訳ございませんでした。ありがとうございました。(了)